

匝瑛市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

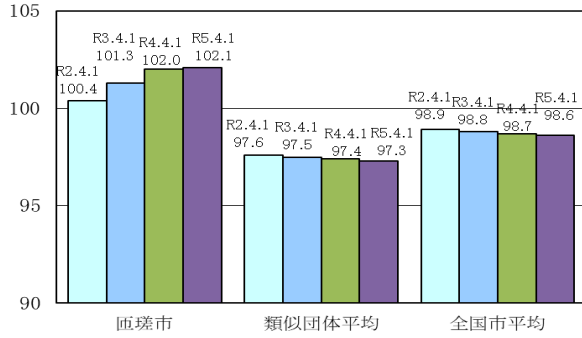
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	34,338	15,148,395	1,045,998	2,963,238	19.6	17.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	259	966,410	152,153	368,750	1,487,313	5,743	5,801

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。
 再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員は含んでいません。
 3 給与費には、再任用職員(短時間勤務)の給与費を含んでいますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数上昇の要因として、国と比較して、初任給基準が高いこと、職員の昇格・昇任に要する経験年数が異なること等があげられます。
 国の制度や基準に合わせていくことにより、適正な水準に近づくと見込んでいます。

(4) 給与改定の状況 (人事委員会を設置している団体のみ記入)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組みとされています。

①給料表の見直し

〔(実施) 未実施〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層(1級(全号給)及び2級の一部の号給)については、引下げを行わない。4級以上の高位号給については、平均改定率を上回る引下げ改定を行うとともに、在職実態を考慮し、号給の増設等を行う。55歳超職員(行政職6級以上)については、平成30年3月31日まで給料等の1.5%減額支給措置を実施。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し(支給対象地域外)

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準が支給対象地域外のため、匝瑛市においても支給対象外。
 (参考)

	各年度の支給割合										
	平成26年度	平成27年度 4月1日 時点	平成27年度 遡及改 定後	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
匝瑛市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

・給与等の減額措置

匝瑛市では厳しい財政状況などを踏まえ、次のとおり給与等の減額措置を行っています。

《特別職》	給料の減額	・市長 ・副市長・教育長	10 % 5 %	(令和5年4月～令和6年3月) (令和5年4月～令和6年3月)
	期末手当の減額	・市長・副市長・教育長	5 %	(令和5年6月、12月)
《一般職》	管理職手当の減額		5 %	(令和5年4月～令和6年3月)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
匝瑳市	41.2 歳	316,423 円	370,105 円	327,751 円
千葉県	40.0 歳	303,122 円	405,893 円	355,779 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	42.5 歳	315,462 円	375,268 円	341,024 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
匝瑳市	* 歳	5 人	* 円	* 円	—	—	—	—
うち調理員	54.8 歳	4 人	302,450 円	312,827 円	調理士	45.5 歳	260,000 円	120.32
うち自動車運転手	* 歳	1 人	* 円	* 円	自家用乗用自動車 運転者	59.1 歳	220,100 円	—
千葉県	52.6 歳	303 人	298,707 円	355,761 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	—	—	—	—
類似団体	52.2 歳	11 人	308,041 円	334,099 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
匝瑳市	—	—	—
うち調理員	5,144,424 円	3,483,900 円	147.66
うち自動車運転手	* 円	2,830,000 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和2年度～令和4年度の3年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
匝瑳市	46.5 歳	329,630 円	346,910 円
千葉県	39.9 歳	344,774 円	411,753 円
類似団体	40.3 歳	295,347 円	327,131 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	匝瑳市	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	191,700 円	191,700 円	185,200 円
	高校卒	158,900 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	156,800 円	— 円
	中学卒	— 円	143,800 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

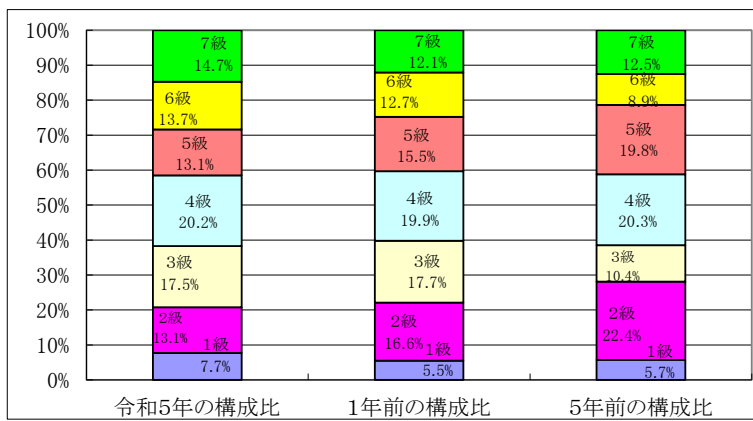
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	261,450 円	356,133 円	385,200 円	427,150 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	397,125 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

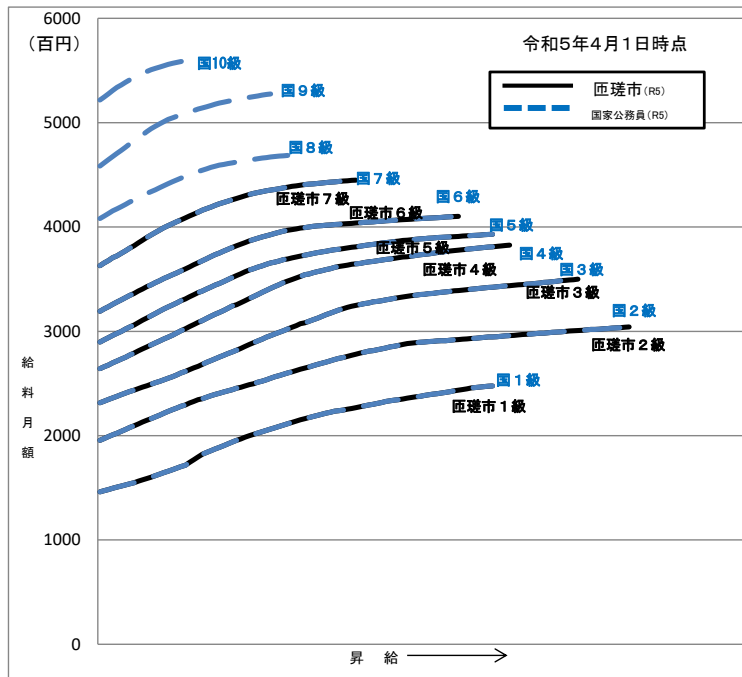
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	課長、室長、主幹	27 人	14.7 %	362,900 円	444,900 円
6 級	副主幹	25 人	13.7 %	319,200 円	410,200 円
5 級	主査	24 人	13.1 %	290,700 円	393,000 円
4 級	主査補	37 人	20.2 %	266,000 円	382,600 円
3 級	副主査	32 人	17.5 %	234,400 円	350,000 円
2 級	主任主事	24 人	13.1 %	198,500 円	304,200 円
1 級	主事	14 人	7.7 %	150,100 円	247,600 円
計		183 人	100.0 %		

(注) 1 匝瑳市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(匠瑛市)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

匝 瑠 市	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,434 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,685 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 無	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (匝瑠市)

令和5年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	
活用している成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		
ロ 人事評価を活用していない		○
活用予定時期		未定

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

匝 瑠 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)
24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分	24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分
1人当たり平均支給額 14,001,661 円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
支給対象外	0 %	0 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)	102.1 (102.1)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数です。
(補正前のラスパイレズ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出しています。)

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		165 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		4,232 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		13.3 %	
手当の種類(手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和4年度決算) 左記職員に対する支給単価
徴収業務手当	徴収業務に従事する職員	市税の徴収業務	39千円 日額 300円
用地交渉業務手当	右記業務に従事する職員	用地交渉業務	0千円 日額 300円
精神障害者業務手当	右記業務に従事する福祉課、健康管理課又は野采総合支所に勤務する職員	精神障害者の訪問による調査、相談又は護送	9千円 日額 350円
行旅死亡人取扱手当	右記業務に従事する職員	行旅死亡人の処理又は収容の作業	0千円 日額 2,000円
行旅病人取扱手当	右記業務に従事する職員	行旅病人の処理又は収容の作業	0千円 日額 700円
災害応急業務手当	危険作業に従事する職員	災害応急作業	0千円 日額 500円
ボイラー取扱手当	ボイラー業務に従事する職員	ボイラーの取扱作業	0千円 日額 200円 (助手は100円)
薬剤散布汚物取扱手当	右記業務に従事する職員	人体に有害な薬剤の散布又はごみの収集運搬及び終末処理作業並びに住民検診の際の汚物の取扱	117千円 日額 300円
家畜伝染病作業手当	右記業務に従事する職員	家畜伝染病の予防又は発生による家畜消毒作業	0千円 日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	83,920 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	360 千円
支給実績(令和3年度決算)	80,046 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	324 千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。
- (注) 令和4年度は、参議院議員通常選挙及び匠瑛市議会議員選挙事務等が含まれています。
令和3年度は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務並びに匠瑛市長選挙及び匠瑛市議会議員補欠選挙事務等が含まれています。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) ○子 10,000円 16歳～22歳の子に1人につき加算する額 5,000円 ○子以外の扶養親族 6,500円	同じ		24,096 千円	221,062 円
住居手当	借家居住者に支給(月額) ○借家・借間居住者 (月額家賃16,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ		16,085 千円	297,864 円
通勤手当	○電車・バス等を利用する場合 定期代等を全額支給 定期券は6ヶ月定期等最も経済的なもの ○自動車等を使用する場合 通勤する距離(片道2km以上に限り) に応じて2,800円～32,100円を支給	異なる	支給限度額 距離区分及び支給額	21,564 千円	87,302 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員(月額) 20,100円～31,500円を定額支給	異なる	俸給表、職務の級等に応じて定額支給	16,610 千円	286,371 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 時間単価の25/100×時間数	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	○正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 一般の宿日直勤務 4,400円	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務したとき支給 週休日等7,000円又は10,000円 6時間を超える場合は5割増 週休日等以外の日3,500円又は5,000円	異なる	支給額	134 千円	12,181 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区分	給料月額等			
	(参考)類似団体における最高/最低額			
給料	市長	702,000 円 (780,000 円)	985,000 円 / 391,500 円	
	副市長	631,750 円 (665,000 円)	790,000 円 / 420,000 円	
報酬	議長	390,000 円	545,000 円 / 230,000 円	
	副議長	360,000 円	475,000 円 / 200,000 円	
	議員	335,000 円	442,000 円 / 180,000 円	
期末手当	市長	(令和4年度支給割合)	4.30 月分	
	副市長	(令和4年度支給割合)		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×35/100	11,793,600円	任期毎
備考		給料月額×在職月数×25/100	7,581,000円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当見込額です。

6 職員数の状況

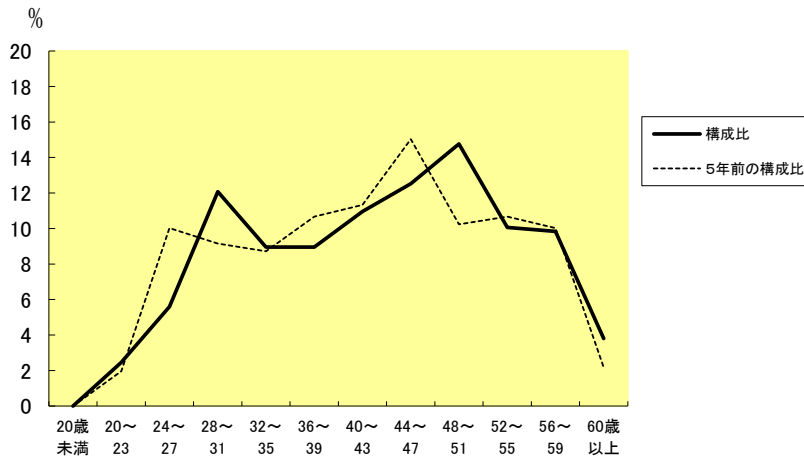
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	69	68	1	まちづくり戦略室の体制強化のための増
		税務	21	21	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	13	15	▲2	機構改革に伴う減
		商工	9	5	4	機構改革に伴う増
		土木	21	22	▲1	千葉県への派遣終了による減
		民生	63	62	1	欠員補充による増
		衛生	19	20	▲1	欠員不補充による減
		計	219	217	2	<参考> 人口1万当たり職員数 63.78 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 83.26 人)
	教育部門	40	42	▲2	幼稚園の廃止に伴う減、欠員不補充による減	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	259	259	0	<参考> 人口1万当たり職員数 75.43 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 106.85 人)	
公営会計 業部等門	病院	166	164	2	欠員補充による増	
	その他	25	24	1	介護保険関連の新規事業のための増	
	小 計	191	188	3		
合 計	450	447	3	<参考> 人口1万当たり職員数 131.05 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	8人	29人	42人	51人	35人	45人	59人	71人	36人	50人	24人	450人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間 の増減数(率)
部門別							
一般行政	225	230	234	222	217	219	△6 (△2.7%)
教育	54	45	45	44	42	40	△14 (△35.0%)
普通会計	279	275	279	266	259	259	△20 (△7.7%)
公営企業等会計	180	178	180	183	188	191	11 (5.8%)
総合計	459	453	459	449	447	450	△9 (△2.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用		純損益又は 実質収支		職員給与費		総費用に占める 職員給与費比率		(参考) 3年度の総費用に 占める職員給与費比率	
	A		B		C		D/A		E	
4年度	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	%	%	%
	2,859,638		△ 38,424		1,347,400		47.1		47.2	

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村病院事業平均一人当 り給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	166	658,365	189,010	252,910	1,100,285	6,628	7,158

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まません。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。また、再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員は含んでいません。
3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

イ 特記事項

・給与等の減額措置

管理職手当の減額(医師を除く)	5%	(令和5年4月～令和6年3月)
-----------------	----	-----------------

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業会計	全職員	47.0 歳	356,235 円	578,227 円
	医師	54.7 歳	685,804 円	1,530,933 円
	医療技術員	43.8 歳	324,943 円	493,335 円
	看護師	48.1 歳	339,134 円	521,445 円
	事務職員	49.9 歳	365,940 円	566,294 円
	その他	43.8 歳	291,599 円	454,356 円
他団体平均	全職員	43.1 歳	329,692 円	591,002 円
	医師	43.3 歳	562,455 円	1,399,976 円
	看護師	41.3 歳	298,127 円	489,372 円
	事務職員	46.3 歳	322,023 円	503,394 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当、地域手当(医師のみ支給)の合計額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
3 区分のうち「その他」は、介護福祉士、介護支援専門員等です。
4 職員の平均年齢には会計年度任用職員を含んでいますが、その他の項目には会計年度任用職員を含んでいません。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業会計				普通会計			
1人当たり平均支給額(令和4年度)				1人当たり平均支給額(令和4年度)			
1,558 千円				1,434 千円			
(令和4年度支給割合)				(令和4年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	2.40 月分	2.00 月分	期末手当	勤勉手当	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分			(1.35) 月分	(0.95) 月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			
・管理職加算 無				・管理職加算 無			

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

令和4年度の勤勉手当の成績率については、一律で実施しています。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

病院事業会計				普通会計			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)				定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			
1人当たり平均支給額				1人当たり平均支給額			
自己都合退職 18,319,158 円				14,001,661 円			
勸奨・定年退職 2,518,740 円							

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		13,559 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		1,043,019 円	
支給対象者	支給率	支給対象職員数	普通会計の制度(支給率)
医師	16 %	12 人	0 %

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		87,671 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		613,082 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		85.6 %		
手当の種類(手当数)		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊患者診療手当	医師	特殊な患者に対する診療(職務の級等により単価が異なる)	10,060 千円	月額 90,000 円 80,000 円
研究手当	医師	医学に関係する専門的研究	40,290 千円	月額 470,000 円以内
産業医手当	産業医業務に従事した医師	産業医業務	24 千円	月額 2,000 円
夜間看護等手当	看護師、准看護師、介護福祉士	深夜における看護業務等(深夜の勤務時間等により単価が異なる)	18,782 千円	1回 5,800 円 3,300 円 2,900 円 2,000 円 1,240 円
解剖業務手当	解剖業務に従事した職員	解剖業務	0 千円	1件 1,500 円
待機手当	看護師、診療放射線技師、臨床検査技師	自宅待機を命ぜられた場合(待機時間により単価が異なる)	1,305 千円	1回 2,000 円 1,000 円
新型コロナウイルス感染症患者等対応業務手当	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対応する業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対応する業務	9,279 千円	1回 4,000 円 3,000 円 1,500 円
新型コロナウイルスワクチン集団接種業務手当	新型コロナウイルスワクチン集団接種業務に従事した医師、保健師、助産師及び看護師(准看護師を含む。)	新型コロナウイルスワクチン集団接種業務	1,068 千円	1回 48,000 円 24,000 円 12,000 円 6,000 円
処遇改善特別手当	看護師(准看護師を含む。)&及び介護福祉士	看護師(准看護師を含む。)&及び介護福祉士の業務	6,863 千円	月額 10,000 円 5,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)		25,883 千円	
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		176 千円	
支給実績(令和3年度決算)		48,848 千円	
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		346 千円	

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	普通会計の制度との異同	普通会計の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) ○子 10,000円 16歳~22歳の子に1人につき加算する額 5,000円 ○子以外の扶養親族 6,500円	同じ		16,340 千円	233,429 円
住居手当	借家居住者に支給(月額) ○借家・借間居住者 (月額家賃16,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて28,000円(医師については55,000円)を限度に支給	異なる	医師の支給限度額	6,526 千円	362,548 円
通勤手当	○電車・バス等を利用する場合 定期代等を全額支給 定期券は6ヶ月定期等最も経済的なもの ○自動車等を使用する場合 通勤する距離(片道2km以上に限り) に応じて2,800円~32,100円を支給	同じ		19,342 千円	121,649 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員(行政職) 月額 21,300円~31,500円を定額支給 ○管理又は監督の地位にある職員(医療職) 給料月額の5%~18%を定率支給	異なる	医療職は、職務の級等に応じて定率支給	8,133 千円	406,640 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として深夜(午後10時~翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 時間単価の25/100×時間数	同じ		11,434 千円	142,929 円
宿日直手当	○正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 ・医師の宿日直勤務 21,000円 ・一般の宿日直勤務 6,900円	異なる	支給額	10,148 千円	215,923 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務したとき支給 管理職手当支給対象者に、勤務1回につき 週休日等7,000円又は10,000円 6時間を超える場合は5割増 週休日等以外の日3,500円又は5,000円	同じ		218 千円	36,350 円